

墓地使用権承継許可申請に伴う手続きおよび必要書類について

相手が親族である場合に限り、届出をいただくことで、紀の川市営墓地の使用権を次の使用者へと承継させることが可能です。

(※もし使用者が死亡している場合は、親族の誰かが承継しなくてはなりません)
承継の手続きに必要なものは以下のとおりです。

① 墓地使用権承継許可申請書

- ・記入例を参考に、申請年月日から承継の理由まで全ての欄をご記入ください。

② 添付書類

- ・墓地使用の契約書、墓地使用貸借変更契約書
⇒紛失している場合は③の墓地使用許可証紛失届の作成をお願いします。
- ・旧使用者と新使用者の関係を証明する書類
⇒つながりの分かる戸籍謄本・改製原戸籍等（写し可）
- ・誓約書
⇒記入例を参考に、必要事項をご記入ください。

③ 墓地使用契約書紛失届

- ・記入例を参考に、必要事項をご記入ください。
※紛失届にも記載していますが、契約書を発見した際は、環境衛生課までお届けください。

以上の①と②（場合によっては②の代わりに③）を揃えてご提出ください。

審査を行ったうえで、受付から数日後に窓口にて許可証を交付します。

なお、許可証の郵送をご希望の方は、25g以下の郵送に必要な額の切手を貼って宛名を記入した返信用封筒を、上記書類の提出時に合わせてご提出ください。

お問い合わせ先

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井 338 番地

紀の川市役所 市民部 環境衛生課

【TEL】 0736-77-2511（内線 8003）